第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国においては、少子高齢化の急速な進行、核家族や一人親世帯の増加等の家族形態の変化、高度情報通信社会の到来、グローバル化の進展による世界情勢の急速な変化、価値観の多様化、環境問題や貧困問題の顕在化、地域間の格差の広がり、社会における安全・安心の確保等、様々な課題が生じています。こうしたなか、子どもたちが心豊かに学ぶことができ、すべての人が生涯にわたって、自由に学習機会を選択して学ぶことができる学習環境の整備が求められています。

国においては、平成 18 年に「教育基本法」が改正され、教育の目標や新しい時代の教育の基本理念が示されました。これを受けて平成 20 年に「教育振興基本計画」が策定され、「教育基本法」に示された基本理念の実現に向けた基本方向が定められました。さらに、平成 25 年にはその後の社会情勢の変化等を踏まえた「第 2 期教育振興基本計画」が策定され、国では教育改革を最重要課題のひとつとして取組が進められています。

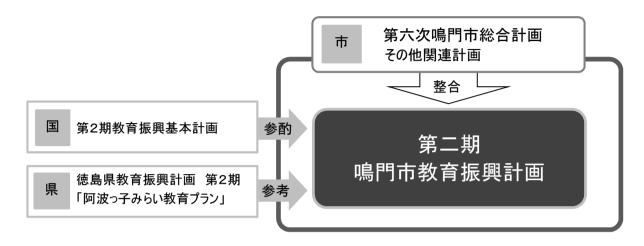
また県においても、改正教育基本法に基づき、平成 25 年に「徳島県教育振興計画 第2期~阿波っ子みらい教育プラン~」が策定され、県の将来を支え、発展させていく人づくりに向けた取組が進められています。

本市では、平成18年3月に「鳴門市教育振興計画基本構想」を、平成19年1月には「鳴門市教育振興計画基本計画」を策定し、「郷土を愛し思いやりに満ちた次代を担うひとづくり」を基本目標に、各種教育施策を進めてきました。

現在の計画を策定して以降の社会情勢の変化に適切に対応するとともに、これまでの教育施策や様々な地域活動、国・県の動向を踏まえ、今後本市がめざすべき教育目標を明らかにするとともに、家庭、学校、地域、行政等すべての主体が連携しながら、目標を共有し、その達成に向けた取組を推進するため、「第二期鳴門市教育振興計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「教育基本法」第17条第2項に基づき本市が定める、教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。また、本計画は「第六次鳴門市総合計画」に対応する教育分野の個別計画としての性格を有しています。



3 計画の構成

本計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成します。

■基本構想

「基本構想」は、教育の基本理念、基本目標と、目標を達成するために必要な施策を示したものです。

■基本計画

「基本計画」は、基本構想で定めた基本目標や施策の基本方向に基づき、その実現に向けて 基本方針と個別施策を体系化したものです。

なお、基本計画に基づき、個別施策の計画的・効率的な事業の進捗を図るため、必要に応じて実施計画を策定するものとします。

4 計画の期間

本計画の「基本構想」は、平成 28 年(2016 年)度を初年度とし、平成 37 年(2025 年)度を目標年度とする 10 年間の計画とします。

「基本計画」は、基本構想と同様に10年間の計画としますが、社会情勢や教育環境の変化等を考慮し、おおむね5年で計画の見直しを図ります。

| | | | | | | | | | | | | | (3 | 年度) |
|---|----------------------------|-------------|-------------|----|---|----------|------------------|----|----|----|----|----|----|-----|
| | 平成 | 平成 | 平成 | 平成 | 平成 | 平成 | 平成 | 平成 | 平成 | 平成 | 平成 | 平成 | 平成 | 平成 |
| | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 |
| 国 | | 第2期教育振興基本計画 | | | | | | | | | | | | |
| 県 | | | 県教育 波っ子∂ | | | 2期 ン」 | | | | | | | | |
| | 第六次鳴門市総合計画 第 前期 | | | | | | 5六次鳴門市総合計画 後期 | | | | | | | |
| 市 | 鳴門市教育振興計画 基本計画(平成18~27) | | | | 第二期鳴門市教育振興計画 【基本構想】※10年 【基本計画】※おおむね5年で見直し | | | | | | | | | |

5 国、県の動向

(1) 国の動向

① 教育基本法の改正

昭和 22 年制定の「教育基本法」を約 60 年の時を経て初めて全面改正し、教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めた新たな「教育基本法」が平成 18 年 12 月に施行されました。この法律では、生涯学習の理念や家庭教育、学校、家庭、地域との連携協力、国及び地方公共団体の責務等を盛り込むとともに、「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育振興基本計画を定めるよう努めること」と規定しました。

② 教育関係法の改正

「教育基本法」の改正を受け、平成19年6月には「学校教育法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、「教育職員免許法」及び「教育公務員特例法」の教育関係法を改正しました。また、平成26年6月には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」を公布し、平成27年4月から施行しています。

【学校教育法の改正】

改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとと もに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標の見直し。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正】

教育における国、教育委員会、学校の責任を明確にし、保護者が安心して子ども を学校に預けうる体制を構築。

【教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正】

教員免許更新制を導入し、あわせて指導が不適切な教員の人事管理を厳格化し、 教員に対する信頼を確立する仕組みの構築。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正】

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直し。

③ 学習指導要領の改訂・全面実施、次期改訂の方向性

平成 20 年に学習指導要領を改訂し、新学習指導要領では、児童生徒に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く育成することを通じて、変化の激しいこれからの社会を「生きる力」をより一層育み、生涯にわたり学習する基盤を培うこと等を示しています。

教育内容に関する主な改善事項では、言語活動、理数教育、伝統や文化に関する教育、体験活動、道徳教育、外国語教育の充実や、社会変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき学習内容(情報教育、環境教育、ものづくり、キャリア教育等)を示しました。

また、平成27年8月には、中央教育審議会・教育課程企画特別部会において、次期学習指導要領の改訂を見据えた論点整理がとりまとめられました。この論点整理では、育成すべき資質・能力の三つの柱を踏まえた日本版カリキュラム・デザインのための概念として、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び、いわゆる「アクティブ・ラーニング」と、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくのかという「カリキュラム・マネジメント」が取り上げられました。

④ 社会教育関連三法の改正

「教育基本法」の改正を受け、社会教育行政の体制の整備を図るため、平成 20 年には「社会教育法」、「図書館法」及び「博物館法」の一部改正を行いました。

具体的には、教育委員会の事務として、地域住民等の学習成果を生かした学校・社会教育施設等での活動機会の提供、児童生徒に対する放課後・休日に学校等を利用した学習機会の提供に関する規定を整備しました。また、社会教育施設の運営状況に関する評価及び改善、地域住民等に対する情報提供に努めることとしました。さらに、専門職員の資質の向上と資格要件の見直しを行いました。

⑤ スポーツ基本法の制定とスポーツ基本計画の策定

50 年ぶりに「スポーツ振興法」を全面改正し、平成 23 年 8 月に「スポーツ基本法」を制定しました。

平成 24 年 3 月には、「スポーツ基本法」の基本理念を具体化するため、「スポーツ基本計画」を策定しました。「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、「子どものスポーツ機会の充実」、「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」、「住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」等の課題ごとに政策目標を設定しました。

⑥ 国の第2期教育振興基本計画

国では、平成25年度から29年度までを計画期間とする「第2期教育振興基本計画」を 策定し、中央教育審議会の答申に基づき平成25年6月14日に閣議決定しました。この計 画においては、4つの基本的方向性(①社会を生き抜く力の養成、②未来への飛躍を実現 する人材の養成、③学びのセーフティネットの構築、④絆づくりと活力あるコミュニティ の形成)を位置づけるとともに、「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯 学習社会の構築をめざしています。

⑦ その他、関連する法案、取組等

平成24年8月には、就学前の子どもに対する教育の視点も盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が参議院本会議で可決・成立しました。幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された以下の3つの法律を「子ども・子育て関連3法」と呼んでいます。

- ◆子ども・子育て支援法
- ◆認定こども園法の一部改正法
- ◆子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備 等に関する法律

平成 25 年 1 月からは教育再生実行会議を開催し、第一次提言「いじめの問題等への対応について」にはじまり、平成 27 年 7 月には第八次提言「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について」をまとめました。

また、学校のいじめ問題が深刻化するなか、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」 が成立しました。

(2) 県の動向

県では、「地域とともに、新たな価値を創造し、未来を切り拓く人を育てます」「郷土への 誇りと国際的な視野を持ち、社会に貢献する人を育てます」の2つを基本理念に掲げ、子ど もの教育を取り巻く課題を解決するため、様々な施策に取り組んでいます。

徳島県教育振興計画 第2期「阿波っ子みらい教育プラン」

●基本理念

- ・地域とともに、新たな価値を創造し、未来を切り拓く人を育てます
- ・郷土への誇りと国際的な視野を持ち、社会に貢献する人を育てます

●基本目標

とくしまの教育力を結集し、未来を創造する、たくましい人づくり ~県民とともに考え、ともに育むオンリーワン教育の実現~

●基本方針

- 1 新たな価値を創り出し、未来へ飛躍する人を育てる教育の実現
- 2 知・徳・体の調和がとれ、社会を生き抜く力を育てる教育の実現
- 3 人権を尊重し、社会全体で取り組む教育の実現
- 4 夢と希望に向かって学び続ける教育の実現
- 5 安全・安心で魅力あふれる教育の実現